



みまさかのくに
美作国建国1300年

VOL
1

美作国建国1300年ってなあに？

平成25年(2013)は、美作国が建国されて1300年という記念すべき年を迎えます。そこで美作地域の10市町村が中心となって実行委員会を立ち上げ、平成26年3月までを事業期間としてさまざまな記念事業を展開していきます。美作国建国から1300年の節目を契機に、地域の人たちが郷土を愛し、それぞれの地域を盛り上げ、一体感を高めていきましょう。



◆美作国が建国されたのはいつ？

『続日本紀』によると、和銅6年(713)4月3日に誕生したとあります。これは和銅3年(710)、奈良の平城京に都が移された3年後のことです。

◆美作国の範囲は？

当時の備前国から、北部の6郡(英多郡、勝田郡、苫田郡、久米郡、大庭郡、真島郡)を分割して作られました。

◆美作国の政治の中心はどこだったの？

当時、各国には役所である国府が置かれました。美作国の国府は、現在の山北・総社の一帯にありました。

◆事業のシンボルマークはどんな意味？



10市町村(津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町)による連携の輪が、人々の「美しき心」を育み、渦巻くパワーが生まれ「新たな美作の水」となって広がってゆく様子を表現しています。

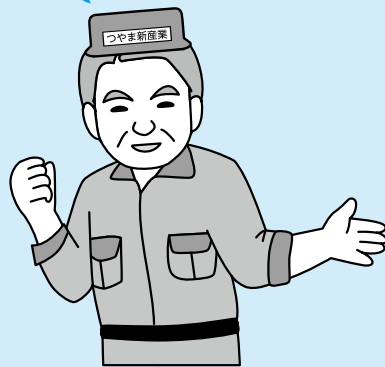
◎次号から美作国の歴史や記念事業について紹介していきます

問い合わせ先 美作国建国1300年記念事業実行委員会 ☎35-3434

問い合わせ先

つやま新産業創出機構 ☎24・0740

溶接技術も津山地域の高品質なステンレス製品を支えていく柱の一つだ。



Vol.19

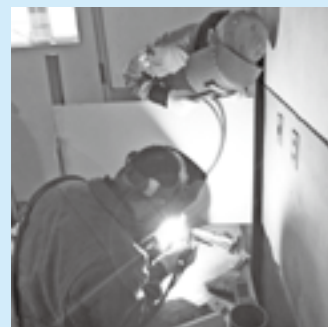
津山地域ステンレス産業の溶接技術のレベルアップを目指す

★溶接技術の向上を目指して
ステンレス産業のさらなる



▲ステンレス展示の様子

★津山のステンレス
ステンレスは、鉄などに比べて錆びにくいので、湿気の多い場所や屋外で使用されています。
津山地域のステンレス加工企業では、食品や飲料、薬品などの製造設備で使用する部品、継ぎ手やパイプなどを多く製造しています。
こういった部品は一般的に皆さんの目に触れることがありませんが、その技術力をPRするため、地域産品まつりや津山高専ロボコンなどのイベントで、ステンレスで製作したパズルやコマ、剣玉などを展示してきました。これからもさまざまなイベントで展示していくと思いますので、その際はぜひご覧になってください。



▲技術指導の様子

発展のためには、溶接技術のレベルアップが求められています。津山のステンレス加工企業では、高品質の継ぎ手やパイプなどを作るために、高精度な切削加工技術やステンレスパイプの接合部を滑らかにする加工技術(バーリング加工)などの向上に取り組んでいます。
ステンレスクラスタが実施した講演会では、ステンレスと異素材を溶接する際の金属の選り方などを学びました。さらに、溶接加工をする際の、技能を身に付けるため、津山高専工業専門学校の先生やステンレスクラスタ会員から指導を受けています。
津山にしかないステンレス製品作りのため、技術の向上を目指していきます。

食育通信

Vol.38

津山市食育推進
キャラクター
「しよたん」

一日のスタートは朝ごはんから!

朝食は1日の活動を始めるためのエネルギー源です。バランスよく食べて1日をスタートしましょう。簡単に作れて栄養バランスの良い朝食レシピを紹介します。



1人当たり栄養価

エネルギー107kcal、たんぱく質3.2g、脂質4.8g、塩分1.0g

【材料(4人分)】

ベーコン…2枚、タマネギ…1/3個、ニンジン…20g、ジャガイモ…1個、エリンギ…20g、キャベツ…70g、トマト…1個、パセリ…少々、サラダ油…小さじ1、パスタ(乾)…20g、スープの素…1個、水…600cc、ローリエ…1枚、塩・こしょう…各少々
※トマトの代わりにトマト水煮缶を使ってもよい

【作り方】

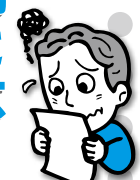
①ベーコンは1cm幅に切る ②タマネギ、ニンジン、ジャガイモ、エリンギ、キャベツ、トマトは1cm程度の角切りにする ③パセリはみじん切りにする ④サラダ油を熱したなべに、ベーコン、タマネギを加えてよく炒め、ニンジン、ジャガイモ、エリンギ、キャベツの順に加えてさらに炒める。全体がしんなりしたらトマトと水、スープの素、ローリエを加えて煮る。沸騰したら、あくをとり、3cmの長さに折ったパスタを加えて煮る ⑤具が煮えたら、塩・こしょうで味を整え、ローリエを取り除き、パセリのみじん切りを加えてさっと煮て火を止める

毎月19日は食育の日

問い合わせ先 健康増進課 ☎32-2069



賃貸住宅の
現状回復義務とは？



先月、子どもが賃貸アパートを退去しました。後日、不動産業者から「補修費用に50万円かかった」との書類が届きました。このようなことがあるとはアパート退去の際には何も言われませんでした。特に傷を付けた覚えもないのですが、払わないといけないのでしょうか？

通常の使用で時間の経過と共に当然発生した汚れや劣化を元に戻すための費用を支払う必要はありません。ただし、賃貸住宅を退去する際、借主には住宅を元の状態に戻す義務があります。これを現状回復義務といいます。これは住宅を入居時の状態に完全復旧するというのではなく、借主の故意・過失によって生じた住宅の汚れや破損、無断で棚を取り付けるなどの変更を行った場合に、入居時の状態に戻す義務のことです。

●現状回復の費用負担の考え方は

国土交通省より「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が公表されています。請求金額に納得できない場合、契約時に交わした契約書の内容とこのガイドラインをもとに貸主と話し合います。

●話し合いでの解決が難しい場合は

裁判など法的な手段を取る必要がありますが、調停や少額訴訟を利用すれば費用も少なく済みます。

●トラブルを避けるためには

入居や退去の際に写真を撮るなど、あらかじめ付いていた傷や汚れを記録しておきましょう。

困ったときの相談先

市民相談室 ☎32-2057
土・日曜日は県消費生活センター ☎086-226-0999